

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加東市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県加東市長

公表日

令和7年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>加東市は、児童扶養手当法(昭和36年法律238号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務)において、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>第29条に定める事務)において、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①児童扶養手当法第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④児童扶養手当法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑥児童扶養手当法第30条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑦児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑧前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務</p>
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の37の項 2. 別表第一省令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当情報」が含まれる項 (13、16、26、30、47、64、65、87、106、116の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(57の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第31条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 健康福祉部 福祉総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 健康福祉部 福祉総務課
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	申請者からのマイナンバー取得を徹底するとともに、複数人での確認を行っている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制御を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	Ⅱ 1	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年6月12日	Ⅱ 2	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I「関連情報」 4.「情報ネットワークシステム」	(別表第二省令における情報提供の根拠)	(別表第二省令における情報提供の根拠)	事後	
令和1年6月28日	I「関連情報」 5.「評価実施機関における担	福祉部 子育て支援課	健康福祉部 福祉総務課	事後	
令和1年6月28日	I「関連情報」 5.「評価実施機関における担	子育て支援課 課長 山本 京子	福祉総務課長	事後	
令和1年6月28日	I「関連情報」 7.「特定個人情報の開示・訂	〒673-1493	〒673-1493	事後	
令和1年6月28日	I「関連情報」 8.「特定個人情報ファイルの	〒673-1493	〒673-1493	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ「しきい値判断項目」 1.「対象人数」	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ「しきい値判断項目」 2.「取扱者数」	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ「リスク対策」	—	項目の追加	事後	様式変更による見直し
令和3年9月1日	I 4 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和5年5月12日	I 1 ③	1. 児童扶養手当システム	1. 児童扶養手当システム	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り	加東市は、児童扶養手当法(昭和36年法律238号)及び行政手続における特定の個人を識別	加東市は、児童扶養手当法(昭和36年法律238号)及び行政手続における特定の個人を識別	事後	
令和6年6月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項 別表第一の37の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の37の項	事後	
令和6年6月1日	I「関連情報」 4.「情報ネットワークシステム」	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ「しきい値判断項目」 1.「対象人数」	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ「しきい値判断項目」 2.「取扱者数」	平成31年4月1日 時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	Ⅱ「しきい値判断項目」 2.「取扱者数」	平成31年4月1日 時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和7年8月1日	Ⅳ「リスク対策」 8.人手を介在させる作業	—	項目の追加	事後	様式変更による見直し
令和7年8月1日	Ⅳ「リスク対策」 11.最も優先度が高いと考えら	—	項目の追加	事後	様式変更による見直し